

令和3年第9回（2021年第9回）
八街市農業委員会総会

令和3年9月6日
八街市農業委員会

令和3年第9回（2021年第9回）農業委員会総会

令和3年9月6日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1. 繁田順一 | 5. 浅羽宏明 | 9. 小山哲章 |
| 2. 糸久邦夫 | 7. 望月浩樹 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 8. 山本和秀 | |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、地区担当委員のみ出席

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

11. 小川正夫

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	副主幹	齋藤康博
副主幹	太田謙一	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について

○梅澤事務局長

開会を宣す。（午後3時10分）

○岩品会長

令和3年第9回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

相変わらず、新型コロナの感染拡大が続いているようでございますが、農業委員会の各委員の皆様、また事務局の皆様には、ほとんどの人がワクチン接種を終えたようでございます。でも、ワクチン接種をしたからといって、かからないという保証はないようでございます。かかっている人もいるようなので、今後も今までどおり、ご注意をしてもらいたいと思います。

話は変わるんですけども、今月1日頃のニュースでしたかね、労働者の最低賃金のことがニュースになっておりました。千葉県は、今までは925円ですか、それが28円上がって、953円になるという話でございました。今年に入りまして、私も日曜日たびに、外人の研修生がアルバイトに来ているような状態でございますが、今までは925円相当を払っておったんですけども、安いと言われてまして、1,000円くれないと来ないと言われてました。それで、私も女房と二人で農業経営をするのは大分大変で、力仕事なんかも来てくれると助かるので、1,000円を払うようにしました。何か、外人の間でも、最低賃金が上がっているようでございます。

また、農業の取り巻く、今後、皆さんが使われると思う農業資材も、ビニールや肥料なんかも、コロナの影響でございませうかね、生産コストが高くなるようで、ほぼ、農業資材に関しては、10%近く値上げされるようでございます。そういう話、農業を営んでいると、頭が痛い話で、我々にはどうすることもできないんですけども、せめて考えるのは、生産された農産物が少しでも高く売ればというような願いに尽きるんですけども、本当に頭の痛い話でございます。

それでは、今月の案件は、農地法第3条、5条本体で13件、その他議案1件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は8名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。梅澤事務局長、お願いします。

○梅澤事務局長

会務報告をいたします。

8月12日木曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

8月30日月曜日、午後1時半より、同じく、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号7番、藤崎委員、10番、貫井委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

それでは、議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、賃貸借、所在、八街字一本榎、地目、畑、面積、7,570平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積2万7,233平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号2、区分、売買、所在、滝台字太郎坊、地目、畑、面積、1,303平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積、4,183平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため、義務者事由、相続で取得し、現在に至るまで譲受人に作業管理を委託していたが、自身も高齢となったことから、現在、農業に従事している譲受人に売買で所有権を移転したいため。以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、位置は市役所より南西へ約2.4キロメートル、境界は杭と境木で確定されていますが、今回、登記されている畑に宅地や山林が含まれており、その部分を除いた貸借となります。現況は、大半は秋冬人参が作付けてあり、残りは耕耘されておりました。進入路は県道277号線から確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

権利者が所有する主な農機具は、トラクター2台、管理機2台、1.5トントラック1台、軽トラック2台と、ビニールハウスが2棟です。

労働力は、役員1名、職員2名、臨時雇用の年間延日数が100日であり、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域

における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、権利者は令和3年3月の総会にて、農業について就労支援事業にて行っているため、農地法第3条第2項規定の第1号不許可の例外（ハ）に該当するものとされており。

よって、農地所有適格法人ではなく、通常の農地法第3条申請となります。

営農計画は、人参、ジャガイモ、キャベツ等を作付ける予定であり、通作距離は会社から申請地まで約15キロメートル、車で約40分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について、効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、何ら問題ないと思われ。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番についてですけれども、ちょっとした手違いがありまして、小川委員が来られませんので、梅澤事務局長より、ご説明いただきたいと思。

○梅澤事務局長

すみません、議案の第1号2番でございますが、資料のやり取りの関係で、トラブルがあったようござ。

この件でございますけど、先ほど齋藤から説明したとおりに、以前から農地を使っており、その方が所有権を移転するというので、以前から農地を使っているの、全然問題ない案件ではござい、地元の推進委員の意見も聞いた方がいいと思、と、来月まで持ち越すわけにいきませんので、事務局と地元の小川委員と会長で、協議をいたしまして、問題ないという判断になれば、会長専決としたいと思、ご了解のほど、いた

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番を会長専決にすることに賛成委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は会長専決にします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田副主幹、お願いします。

○太田副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、番号2は同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積、494平方メートルのうち0.33平方メートル。

番号2、所在、地目、同じく。面積、657平方メートルのうち0.33平方メートル。

区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

番号3、番号4は同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号3、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積608平方メートルのうち0.34平方メートル。

番号4、所在、地目同じく、面積。559平方メートルのうち、0.34平方メートル。

区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続いて、5ページの5番については、取下げとなりました。

続きまして、番号6、所在、榎戸字上地先、地目、畑、面積71平方メートル。

区分、使用貸借。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になったため、実家に隣接している当該申請地及び既存宅地を使用貸借し、専用住宅を建築し居住したいというものです。

農地の区分は、第1種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号7、所在、八街字鳴沢台地先、地目、畑、面積、1,423平方メートルのうち、0.38平方メートル。

区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号8、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積、331平方メートル。

区分、売買。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、個人で給排水衛生設備業を営んでいるが、資材置場がなく不便なため、自宅から近い当該申請地を資材置場として整備し、利用したいというものです。

農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号9、所在、朝日字梅里及び八街字後野分地先、地目、畑、面積、154平方メートルほか2筆。計3筆の合計面積、990平方メートル。

区分、売買。転用目的、工場用地。転用事由、現在、鉄鋼業を営んでいるが、事業拡大に伴い手狭なため、既存工場から近い当該申請地に工場を建築したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10、所在、八街字大池地先、地目、畑、面積、227平方メートル。

区分、売買。転用目的、宅地分譲（1区画）用地。転用事由、現在、不動産業を営む権利者が、宅地分譲として1区画造成し販売するものです。

農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号11、所在、用草字現当地先、地目、田現況畑、面積、371平方メートルほか1筆。計2筆の合計面積、427平方メートル。

区分、使用貸借。転用目的、分家住宅用地。転用事由、現在、実家の離れに居住しているが、子どもの成長に伴い、手狭で老朽化もしているため、実家に隣接する当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号12、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積、551平方メートル。

区分、一時転用。転用目的、駐車場用地。転用事由、申請地近隣にて倉庫を建築しているが、工事に伴う駐車場が必要なため、当該申請地を駐車場として一時的に利用したいというものです。なお、一時転用の期間は、許可後から令和4年4月30日までです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番から4番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から4番は関連案件ですので、一括して報告いたします。

本案件は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により

営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得ようとするものです。

まず、立地基準ですが、八街北中学校より南へ約200メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。

番号1番と2番の農地区分としましては、農業振興地域整備計画に定められた農用地に該当します。しかし、申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、農振農用地の場合の事務指針29ページ、①の㉔による例外に該当すると判断しました。

続きまして、3番、4番です。1番、2番と同じく、支柱部分の一時転用であります。農地区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は、平成30年9月27日に許可されたものを継続するものです。

営農計画ですが、現在、ヒサカキを耕作中です。

また、権利者、義務者、耕作者が異なることから、再度、念書により、お互いの責任について確約をされています。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作を継続しながら行う事業でありますので、何ら問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号6番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

では、議案第2号6番について、調査報告を申し上げます。

申請地は、JR榎戸駅より東に約0.5キロメートルに八街市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、事務指針28ページ、④の㉔の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅ということで、申請面積は71平方メートルであり、権利取得予定の義務者所有の宅地310.52平方メートルと合わせて381.52平米となります。建築面積との関係においても面積は妥当と思われまます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。また、土地改良受益地でもありません。

次に、周辺農地の営農条件への被害防除対策についてですが、申請地には宅地内の土砂を切土し、整地するとのことで、土砂等の流出防止対策として、L型擁壁とコンクリート板を設置、雨水は浸透枳、汚水雑排水は公共下水道に接続する計画となっており、支障はないものと思われまます。

れます。

また、隣接農地は義務者の所有であり、事業計画に同意しております。

権利者は、現在、アパートで生活しており、子ども二人の成長とともに、現在の住居が手狭になったため、実家の隣に建築するとのことで、必要性についても認められ、許可後、速やかに事業を行うことと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、先ほど、小山委員から報告のありました議案第2号1番から4番について、太田副主幹から、追加報告がありました。

太田副主幹、追加報告をお願いします。

○太田副主幹

それでは、先ほどの議案第2号1番から4番について、小山委員の調査報告のとおり、立地基準、一般基準ともに何ら問題ありませんが、事務局により毎年の営農報告を調査したところ、許可後の3年間の期間、一度も8割に達していませんでしたので、事務局といたしましては、1年間の条件付き許可相当で、その旨、意見に付することが妥当ではないかと思われれます。

以上です。

○岩品会長

次に、議案第2号7番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

○浅羽委員

それでは、議案第2号7番、農地法第5条、許可申請について説明させていただきます。立地基準につきましては、榎戸駅より南に500メートルに位置し、八街市道に面しております。進入路は確保されています。

農地区分ですが、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断されます。

申請地は、営農型太陽光発電設備用地ということで、耕作地の地上部に設置するための支柱部分の一時転用の継続ということです。

なお、権利者と義務者、及び耕作者が異なることから、念書により、お互いの責務について確約を交わされております。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

この件に関しましても、太田副主幹から追加報告があるようでございます。

太田副主幹、お願いします。

○太田副主幹

議案第2号7番についても、浅羽委員の調査報告のとおり、立地基準、一般基準ともに何ら

問題ありませんが、事務局により毎年の営農報告を調査したところ、許可後の3年間の期間、一度も8割に達していませんでしたので、事務局といたしましては、1年間の条件付き許可相当で、その旨、意見に付することが妥当ではないかと思われます。

以上です。

○岩品会長

次に、議案第2号8番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第2号8番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北西方向へ約600メートルに位置し、八街市道より進入路が確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥ー（ウ）に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、本申請は個人で給排水設備工事業を営む権利者が、資材を大量購入しコスト削減するために、近隣の申請地を譲り受け、資材置場として利用するものです。

次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。

申請地は小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、申請地内をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号9番、10番について、糸久委員、調査報告をお願いします。

○糸久委員

農地法第5条、議案第2号9番について、調査結果を報告いたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約2.5キロメートルに位置し、進入路は八街市道により確保されております。

農地性としては、事務指針29ページ、⑤の⑥に該当する第2種農地として判断しました。

一般基準ですが、権利者が申請地990平米を取得して、工場建築用地として使用するため。建物面積は450平米で面積妥当と思われます。

造成計画は、申請地が道路より低いため、碎石を入れ造成。資金は自己資金。

事業計画は用水はなし。雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置して、U字溝に接続する。また、通勤通学路の、通勤通学の時間帯には、資材の搬出入は行わないとのこと。

申請時には、権利移転に対して支障となるものはなく、隣接する土地所有者には説明し、雨水が耕作地に入らないようにとの指摘を受け、周囲にブロックを積み、雨水、土砂等の流出を防ぎ、周辺農地の被害防除対策を取る。

権利者は県内で各種型枠の設計製作及び販売をしており、実績からも必要性は認められ、許可後、速やかに実施するものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準とも、何ら問題ないものと思われま

す。続いて、農地法第5条議案第2号10番について、調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約400メートルに位置し、進入路は位置指定道路により確保されております。

農地性としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当する第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、権利者が申請地227平米を取得して、宅地分譲地1区画分として販売するもので、面積は妥当と思われま

す。造成計画は、現在の地盤のまま使用するため、外部からの土砂を搬入する埋立て工事を行わず、周囲をブロック積みで土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎ、また、通勤通学の時間帯は、資材の搬出入は行わないということです。

資金は自己資金。

事業計画は、用水は公営水道、生活排水は公共下水道、雨水は宅地内に浸透枳を設置。

申請時には、権利移転に対して支障となるものはなく、権利者は県内で不動産販売業をしており、実績からも必要性は認められ、許可後、速やかに実施するものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号11番について、高橋委員、調査報告をお願いします。

○高橋委員

それでは、議案第2号11番、農地法第5条申請に係る調査結果について報告いたします。

まず、立地基準について、申請地はJR八街駅より南西へ約6キロメートル、八街市クリーンセンターより南へ約1キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に一般基準について、本申請は、農家分家住宅用地ということですが、申請面積は427平方メートルであり、建築面積、木造平家94.41平方メートルとの関係においても、面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、借入金で賄う計画となっております。

隣接地は権利者の母が所有しており、その境界はコンクリート杭によって確定しております。

申請時には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはなく、元は堆肥置場として利用していましたが、現在は堆肥は片づけられており、何も作付けされていない状態であります。

申請地は道路より高い場所にある平たんな土地であることから、埋立て等を行わず、整地のみを行う予定です。

次に、周辺農地の営農条件への支障については、申請地の北側、東側、南側には2段ブロックを設け、西側には生け垣を設けて土砂等の流出を防ぎますので、周辺の農地の営農条件に悪影響を及ぼすことはありません。

次に、用排水については、用水は水道、井戸ポンプによる地下水利用。雨水は浸透枡にて宅地内処理、汚水雑排水は合併浄化槽から敷地内に設けた集水枡を通して既存側溝に放流し、市の水路から鹿島川を経由して印旛沼に流入して処理される予定でございます。

工事の際の防災計画は、建設資材等の搬入については通勤時間帯を避け、工事中に周辺地域に迷惑のかからないように、十分配慮して工事を行う予定でございます。

また、申請地は土地改良受益地ではございません。

権利者は、現在、母から借り受けた築30年の約50平方メートルしかない平家建ての建物に、妻と二人の子どもの4人で生活しているため、申請地に分家住宅を建築したいとの理由もあり、その必要性についても十分に認められ、併せて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号12番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第2号12番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より南に約4.2キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は、申請地近隣にて倉庫を建築しているが、工事に伴う駐車場が必要なため、当該申請地を駐車場として一時的に利用したい。

申請面積は551平方メートル、駐車台数は最大で22台まで、土地利用計画と照らし合わせて、面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

次に事業計画については、埋立て、鉄板敷き等を行わず、整地のみでの使用予定です。

雨水については現状どおり自然浸透、用水、雑排水はありません。被害防除対策として、一般ごみの放置やポイ捨て、釘等の工具の散乱、置き忘れの禁止、通退勤時の交差点での一旦停止厳守。

周辺農地の営農条件への被害防除対策は、現状利用のため発生する見込みはありません。ま

た、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番、2番を許可期間1年の条件を付けて許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番については条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第2号3番、4番を許可期間1年の条件を付けて許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番、4番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第2号6番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので6番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号7番を許可期間1年の条件を付けて許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第2号8番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号9番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号10番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号11番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、11番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号12番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、12番は許可相当で決定します。

会議中ではありますが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時10分

○岩品会長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書7ページをご覧ください。議案第3号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和3年8月17日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字立合松北、地目、畑、面積1万7,014平方メートルのうち、6,301平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積、1万9,013平方メートルのうち、7000平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年、再設定です。

番号2、所在、八街字立合松北、地目、畑、面積、1万7,014平方メートルのうち、5,700平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積、1万9,013平方メートルのうち、7,000平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は3年、再設定です。

番号3、所在、八街字別ヶ野、地目、畑、面積、653平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積、1万1,073平方メートルのうち、7,201平方メートル。利用権の種類は貸借権、期間は5年、再設定です。

番号4、所在、朝日字梅里、地目、畑、面積、991平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積、1,695平方メートル。利用権の種類は貸借権及び使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号5、所在、東吉田字二塚、地目、山林現況畑及び畑、面積、1,079平方メートルほ

か3筆、計4筆の合計面積、1万765平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号6、所在、東吉田字鶴ヶ沢入、地目、畑、面積、5,491平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積、1万1,688平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号7、所在、東吉田字荒老、地目、山林現況畑及び畑、面積、9,914平方メートルのうち、5,164平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積、1万4,456平方メートルのうち、9,706平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号8、所在、東吉田字荒老、地目、畑、面積、991平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積、1,982平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号9、所在、東吉田字荒老、地目、畑、面積、4,060平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積、6,513平方メートルのうち、6,126平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号10、所在、四木字東四木、地目、原野現況畑及び畑、面積、5,770平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積、1万4,605平方メートル。利用権の種類は使用賃借権、期間は10年、新規です。

番号11、所在、四木字北四木、地目、畑及び雑種地現況畑、面積、2,051平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積、7,363平方メートル。利用権の種類は使用賃借権、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から11番までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号は承認することに決定します。

次に、報告第1号についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田副主幹、お願いします。

○太田副主幹

それでは、11ページをご覧ください。報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、上砂字飛鳥山地先、地目、畑、面積8,437平方メートルのうち334.305平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万2,427平方メートルのうち981.705平方メートル。

目的、現場事務所及び駐車場用地。事業内容、佐倉市八街市酒々井町消防組合八街消防署八街南部出張所の庁舎建替工事に係る現場事務所及び駐車場用地として、一時的に利用するものです。なお、一時転用の期間は、届出の翌日から令和5年1月31日までです。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号は報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等がありますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時16分)

議事録署名人

議 長

7 番

1 0 番